

## 18 役員候補者選出管理委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、役員候補者選出管理委員会（以下本委員会）に関して一般社団法人宮崎県放射線技師会（以下本会）定款第48条に基づき本規程を設ける。

(目的)

第2条 この規程は、本会委員会設置に関する規程第3条第2項に基づき、本委員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会の構成は次項のとおりとする

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 2名
- 3) 委員 3名

2. 前項3)の委員以外に、委員長が必要と認める場合は、本会理事会で協議の上、必要人数を臨時委員として構成することができる。

(委員の任命)

第4条 本委員会の委員は、正会員の中から理事会で選出し、会長はこれを任命する。ただし、役員、常任委員及び役員候補者は、本委員会の委員にはなれない。

2. 本委員会の委員長、副委員長は、任命された委員により互選で決める。

(委員の任期)

第5条 前条の委員の任期は、委員会設置に関する規程第7条によるものとする。

(委員会の業務)

第6条 本委員会は、公正な役員候補者の選出をするために次項の業務を行う。

- 1) 役員候補者選出の告示に関する事
- 2) 役員候補者及び役員推薦候補者の審査、届出受理に関する事
- 3) 候補者の告示に関する事
- 4) 投票及び開票に関する事
- 5) 役員選任議案への候補者提案に関する事
- 6) その他の役員候補者選出に関する事

(会議の開催)

第7条 委員長は、前条の業務を行うため会議を開催し審議を掌理する。

2. 会議の出席者は、第3条に定める委員とする。

(議事録)

第8条 会議の議事録は、本委員会の委員長が指名した書記が作成する。

2. 議事録は、本会事務所の所定の場所に保管する。

(書類の保管)

第9条 本委員会の業務での書類等は、本会事務所の所定の場所に保管する。

(守秘義務)

第10条 本委員会の委員は、その業務に関し知り得た事項について、委員会の承諾なく第三者

に公開してはならない。

(変 更)

第 11 条 この規程は、理事会の議決により改廃することができる。ただし、その旨を総会に報告しなければならない。

附則

この規程は、平成 28 年 5 月 28 日から施行する。

## 役員立候補届

〒

現住所

ふりがな

氏名

勤務先施設名

〒

勤務先所在地

平成 年 月 日 に開催される

一般社団法人宮崎県放射線技師会役員選出に

理事 ・ 監事 候補 として立候補します。

※候補名どちらかに○をしてください。

平成 年 月 日

氏名 印

一般社団法人宮崎県放射線技師会  
役員候補者選出管理委員長 殿

選管委	受理日

## 役員推薦立候補届

〒

現住所 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏名 \_\_\_\_\_

勤務先施設名 \_\_\_\_\_

〒

勤務先所在地 \_\_\_\_\_

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に開催される

一般社団法人宮崎県放射線技師会役員選出に

理事 ・ 監事 候補として上記の者を推薦します。

※候補名どちらかに○をしてください。

推薦者 \_\_\_\_\_ 地区 \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_ 候補として役員に立候補することに同意します。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印

一般社団法人宮崎県放射線技師会  
役員候補者選出管理委員長 殿

選管委	受理日